

阪南市家庭児童相談システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

本市では、現在、家庭児童相談業務において、平成26年度より家庭児童相談システム（以下「システム」という。）を導入しているが、ハードウェアの老朽化に伴うシステム更新及び機能の追加を本年度実施することとした。

昨今、児童虐待相談に対応する中、増加する複雑な相談への対応をより一層強化するため、新たなシステムを導入し各種業務の作業効率の向上及び個々の事例における支援強化を目的とし、事業効果を最大限に発揮させるため、最適なシステムを選定するので、下記の要領により本プロポーザルに参加されたい。

1. 実施概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 名称 | 阪南市家庭児童相談システム構築業務委託 |
| (2) 発注者 | 阪南市 |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日～令和13年11月30日
※新システム稼働日 令和8年12月1日 |
| (4) 業務仕様 | 別紙「阪南市家庭児童相談システム構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (5) 実施方法 | 公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。） |
| (6) 予定価格 | 35,886,000円（消費税込）以内とする。
※令和8年度予算額 2,461,400円（消費税・地方消費税込）
※令和9年度から令和13年11月30日までの予算額
【債務負担】33,424,600円（消費税・地方消費税込）
※内訳
①PCリース料 （令和8年11月1日～60ヶ月）
69,000円/月（税込）以下
②サーバーリース料（令和8年12月1日～60ヶ月）
システムリース料（令和8年12月1日～60ヶ月）
サーバーリース料及びシステムリース料併せて、
404,800円/月（税込）以下
③システム保守料 （令和8年12月1日～60ヶ月）
124,300円/月（税込）以下 |
| (7) 履行場所 | 阪南市役所こども未来部こども支援課 |
| (8) 契約方法 | 阪南市財務規則の定めるところにより契約する。 |
| (9) 担当部署 | 阪南市こども未来部こども支援課
住所 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
電話 072-470-1401
FAX 072-473-3504
Email kajiso@city.hannan.lg.jp |

2. 応募の資格・条件

- (1) 複数の市町村向け児童家庭相談システムパッケージの開発及び稼働実績があること。
- (2) 本仕様書のシステム要件、業務仕様を完備しており、大阪府内の複数自治体で安定稼働しているシステムパッケージであること。
- (3) 機密情報のシステム管理に係り、個人情報保護の観点からプライバシーマークの認証を取得している企業であること。
- (4) 事業者代表が、次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の令によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第16条第1項の規定による契約締結のため必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又は、その者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (5) 阪南市入札参加停止要綱等に基づく入札参加停止、指名回避又は指名除外等の措置を受けていないこと。
- (6) 公募開始の日から契約締結までの期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 国税及び地方税または本市の徴収金を滞納していない者であること。
- (8) 阪南市暴力団排除条例(平成24年阪南市条例第16号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

3. 選定等のスケジュール

(1) 選定等のスケジュール

	項目	日程等	備考
1	公募開始	令和8年6月1日(月)～	本市ウェブサイトに掲載
2	質疑書の提出期間	令和8年6月1日(月)～ 令和8年6月15日(月)15時	Eメール又はFAX 午後3時まで

3	質疑に対する回答	令和8年6月19日(金)(予定)	本市ウェブサイトにて回答
4	参加申込受付期間	令和8年6月22日(月)～ 令和8年6月30日(火)	
5	【一次審査】書類審査	令和8年7月3日(金)	
6	【二次審査】 プレゼンテーション	令和8年7月14日(火)(予定)	詳細は別途通知
7	審査結果通知	令和8年7月下旬	
8	契約の締結	令和8年8月上旬	

(2) 募集要項の配布

- ・ 配布期間 令和8年6月1日(月)より、市ウェブサイト内にアップロードするので、各自でダウンロードのこと。

(3) 募集要項に対する質疑及び回答について

募集要項等に対する質疑を質疑書(様式1)により受付。

- ・ 受付期間 令和8年6月1日(月)～6月15日(月)午後3時まで
- ・ 回答期間 令和8年6月19日(金)以降

※上記の期間に市ウェブサイト内にアップロードするので、各自で確認のこと。

質疑書はデータを添付してEメール、又はFAXで送信のこと。

送信件名は

「【貴団体名等】家見相システム質疑」とすること。

<p>送信先 E-mail : kajiso@city.hannan.lg.jp FAX : 072-473-3504 阪南市役所 こども未来部 こども支援課</p>

4. プロポーザル参加申込の手続き等

プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の提出書類に所要事項を記入の上必要書類を添えて受付期間中に持参。

また、市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合がある。

(1) 提出書類

【本市入札参加資格を有している者 ①から④・⑬から⑰】

【本市入札参加資格を有していない者 ①から③・⑤から⑰】

- | | | |
|--------------------|------|-----|
| ① 参加申込書 | 様式 2 | 1 部 |
| ② 業務実績表 | 様式 3 | 1 部 |
| ③ 業務体制表 | 様式 4 | 1 部 |
| ④ 阪南市入札参加資格審査申請確認書 | 様式 5 | 1 部 |

※阪南市入札参加資格審査申請要項にもとづく入札参加資格を有している者（「指名願」提出済者）のみ

※共同企業体等の場合は、代表企業及び構成企業分を各 1 部提出すること。

※同参加資格を有していない者は、上記提出書類に加え、以下の⑤から⑫の種類を各 1 部添付すること（共同企業体等の場合は、同参加資格を有していないすべての構成企業分について各 1 部添付すること）

- | | |
|---------------------|-------|
| ⑤ 使用印鑑届 | 様式 6 |
| ⑥ 委任状 | 様式 7 |
| ※支店等に委任する場合のみ | |
| ⑦ 誓約書（阪南市暴力団排除条例関係） | 様式 8 |
| ⑧ 誓約書（入札参加停止措置関係） | 様式 9 |
| ⑨ 【法人の場合】 商業登記簿謄本 | （写し可） |
| 【個人の場合】 身元証明書 | （写し可） |
| ⑩ 印鑑証明書 | （写し可） |
| ⑪ 納税証明書 | （写し可） |

ア 国税（税務署発行）

法人の場合 法人税及び消費税（未納のない証明「その 3 の 3」）

個人の場合 代表者の所得税及び消費税（未納のない証明「その 3 の 2」）

イ 都道府県税（本社所在地の都道府県税事務所発行）

法人の場合 法人事業税

個人の場合 代表者の個人事業税

ウ 市町村民税

法人の場合 市（町村）民税

個人の場合 ※阪南市で事業を営み、その代表者が阪南市住民である者のみ

・代表者の市（府）民税・固定資産税・軽自動車税（阪南市役所税務課発行の未納のない証明）

⑫ 【法人の場合】 財務諸表（直近 1 年間分）

【個人の場合】 営業証明書

※商業登記簿謄本、身元証明書、印鑑証明書、納税証明書及び営業証明書は、提出日において発行から 3 か月以内のものとする。写しを提出した場合で、当該事業者が受託候補者となったときには、契約締結時までには原本を提出すること。

- ⑬ 構成企業の役割分担を明確にする資料（共同企業体等の場合のみ・任意様式）
- ⑭ 提案書 様式10（任意様式の提案資料を添付のこと）
 - ア 仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案を行うこと
 - イ 提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること
 - ウ その他PR及び独自提案についても適宜資料を添付すること
- ⑮ 業務工程表（任意様式）
 - ※業務工程と役割分担が具体的にわかるように提案すること
- ⑯ 見積書（任意様式）
 - ※見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とし、代表者の名称で作成・押印すること
 - ※月額等については、システムリース・システム保守・端末機器リースごとに金額を記入すること。
- ⑰ 帳票サンプル 任意様式
- ⑱ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証又はプライバシーマーク認証の写し
- ⑲ 機能要件適合調査表

(2) ⑭ 提案書・⑮ 業務工程表・⑯ 見積書の作成上の留意点

- ① 提出部数は、正本1部、副本1部（参加者名を特定できる記載をしないこと）及びCD-ROM等の電子媒体（提出書類（正本及び副本）をPDFに変換したもの）1枚とする
- ② 原則A4ファイルで提出すること
- ③ 文字の大きさは、原則として12ポイント以上とすること
- ④ 提案書等は、表紙、目次を除き、両面印刷とする
- ⑤ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする
 - ※使用する際は、写真・イラストの著作権に留意すること
- ⑥ 提案書等の印刷の色は、任意とする
- ⑦ 提案書等の下段余白中央にページ番号を付すこと
- ⑧ 使用言語は日本語とし、提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈をいれること
- ⑨ 任意様式の提案資料の表紙には、タイトル「阪南市家庭児童相談システム構築業務委託」、提出年月日を記載し、正本には社名（商号）、代表者指名を記入の上、使用印を押印すること
- ⑩ 見積書の正本には社名（商号）、代表者指名を記入の上、使用印を押印すること

5. 申込受付期間及び提出方法

- ① 提出期間 令和8年6月22日（月）～6月30日（火）
ただし、閉庁日を除く。
- ② 提出時間 午前9時～午後5時

- ③ 提出場所 阪南市役所 こども未来部 こども支援課
 ④ 提出方法 持参又は郵送
 ※郵送の場合は提出期間最終日の17時までには必着のこと
 ⑤ 提出部数 正本1部、副本1部(参加者名を特定できる記載をしないこと)及びCD-ROM等の電子媒体(提出書類(正本及び副本)をPDFに変換したもの)1枚とする
 ⑥ 追加書類 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
 ⑦ 提出先 〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
 阪南市役所 こども未来部 こども支援課 宛

6. 選定及び決定

(1) 選定の方法

阪南市家庭児童相談システム構築業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、プロポーザルにおいて次に掲げる評価項目に基づき総合的に評価し、業務委託業者の候補の選定を行う。

(2) 一次審査(書類審査)評価基準(審査基準1)

審査項目	評価実績	配点
企業評価(業務遂行能力)	業務実績(様式3により評価)	30
	業務体制(様式4により評価)	30
機能評価	市の要求機能が包含されているか	35
費用	見積書の金額	5
合 計		100

二次審査(プレゼンテーション)評価基準(審査基準2)

選定基準	評価項目	配点
提案書	基本的な考え方	75
	システムの設計・開発等	85
	システムの機能	95
	システムの操作性	55
	セキュリティ対策	50
	サポート体制	60
	独自の提案	55
	プレゼンテーション	25
合 計		500

ア 一次審査（書類審査）

参加申込者が6者以上の場合は、選定委員会において、審査基準1に基づき提出書類を審査し、基準点以上の審査点の合計点の上位5者を選定する。また、5者以下の場合は、参加申込者全てを一次審査による選定者とする。

イ 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査により選定された者により、提出された提案書に基づき、二次審査としてプレゼンテーションを行う。

ウ プレゼンテーション及び質疑応答

プレゼンテーション及び質疑応答については、非公開にて次のとおり行う。

- ① 日 時 令和8年7月14日(火) ※詳細については別途通知する。
- ② 場 所 阪南市役所 3階 全員協議会室（予定）
※場所が変更になった場合は個別に連絡する
※オンラインでのプレゼンテーションは不可とする
- ③ 所要時間 準備 5分以内
提案説明会 20分以内
質疑応答 15分程度
片づけ 5分以内
- ④ 出席者 5人以内
- ⑤ 内 容 説明は、企画提案書等に記載された内容に限る。
- ⑥ 使用機器 パソコン等は参加者で用意すること。
ただし、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。
(事前の連絡が必要)

エ 審査の手順

- ・審査基準1及び2に基づき、選定委員会にて選考し、一次審査、二次審査における合計得点が基準（6割以上）に達した者で、最高得点者から第1位となる参加者を契約候補者として選定する。
- ・最高得点者が2者以上となった場合は、審査基準2の得点が高い者とし、更に同点の場合は、選定委員会の委員長が決定することとする。
- ・第1位の者と契約内容等について協議を行うこととする。なお、合意に至らなかった場合は、第2位の者と交渉を行うこととする。
- ・一次審査、二次審査における合計得点が基準（6割以上）に達する参加者がいない場合は、候補者の選定は行わない。

オ 審査（選定）の結果

- ・審査（選定）結果については、二次審査（プレゼンテーション）に参加したすべての者に文書により通知する。また、令和8年7月下旬以降、本市ウェブサイト上で、契約候補者第1位及び第2位の者について公表する。
- ・審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

7. 契約の手続き

- (1) 仕様書及び契約候補者の提案書等の内容を基本に協議の上、阪南市財務規則に基づき契約を締結する。
- (2) 原則として契約候補者の提案書等の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。
- (3) 上記(2)の調整後、契約候補者は、見積書を再度提出すること。
- (4) 契約保証金は、下記アからエの中から一つを選択するものとする。アからウを選択した場合は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。エを選択した場合は、本市が定める基準範囲において1名立てること。
 - ア 契約保証金(現金)
 - イ 銀行又は市長が确实と認める金融機関の保証
 - ウ 履行保証保険
 - エ 契約保証人

8. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案書等は、1参加者につき1案とする。
- (3) 提出期限後の提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (4) 提案書等、本プロポーザルに係るすべての提出物は返却しないものとする。
- (5) 提案書等は、契約候補者の選定のために使用するが、情報公開請求があった場合、阪南市情報公開条例(平成12年阪南市条例第26号)に基づく公開の対象となる。
- (6) 電子メールや郵送等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④ 見積額が予定価格を超えている場合
 - ⑤ 二次審査(プレゼンテーション)に参加しなかった場合
 - ⑥ 審査(選定)の公平性を害する行為があった場合
 - ⑦ ①から⑥に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 参加申込後に辞退する場合は、二次審査日時までに辞退届(任意様式)を提出すること

問合せ先

阪南市役所	こども未来部	こども支援課
住所	〒599-0292	阪南市尾崎町 35-1
電話	072-470-1401	
FAX	072-473-3504	
E-mail	kajiso@city.hannan.lg.jp	